

2012年度（平成24年度）実地指導における主な指摘事項について  
（地域密着型サービス）

【人員基準】

	サービス種別	基準項目	指摘事項
1	地域密着型型サービス共通	従業員の員数	介護職員について、人員基準が満たされていない日があったため、必要な人員を確認し、体制を整えること。
2	（介護予防）認知症対応型共同生活介護	従業者の員数	計画作成担当者が、2つの共同生活住居で兼務している状況が見受けられた。基準を満たすよう、適切な人員配置を検討すること。

【運営基準】

	サービス種別	基準項目	指摘事項
1	地域密着型型サービス共通	具体的取扱方針	サービスの提供にあたっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、また、身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならないが、それらを実施・検討した諸記録が見受けられなかった。「切迫性」・「非代替性」・「一時性」の三要件を真に満たしているか十分に検討し、その結果、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、拘束時の心身の状態等の経過観察のほか、拘束の必要性や対応に関わる再検討を定期的実施し、記録として残すこと。また、研修や勉強会等を通じて従業者が一体となって共通認識を持ち、身体的拘束等の廃止や、高齢者虐待防止について取り組むこと。
2	地域密着型サービス共通	勤務体制の確保等	高齢者の尊厳保持の観点から、高齢者虐待防止、身体的拘束等廃止及び認知症ケアについては、外部の研修にも積極的に参加して新たな情報を得るとともに、勉強会等を通じて、従業者が一体となって取り組み、サービスの質の向上に取り組むこと。
3	地域密着型サービス共通	非常災害対策	事故発生防止や非常災害対策の観点から、利用者・従業者の動線を確保すること。また、避難訓練等については、地域との連携が重要であることから、地域住民との連携を図り、日頃から協力体制作りを努めること。
4	地域密着型サービス共通	衛生管理等	トイレ等の手洗い場などで使用しているタオルは、ペーパータオル等に変更するとともに、汚物処理スペースについても仕切りを設ける等、感染症予防のための対応を検討し、蔓延しないように必要な措置を講じること。
5	地域密着型サービス共通	苦情処理	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、また、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
6	地域密着型サービス共通	地域との連携等	運営推進会議について、概ね2月に1回以上開催し、地域との連携を図っていくこと。
7	地域密着型サービス共通	事故発生時の対応	事故とヒヤリハットを区別して認識し、家族への報告時の経過の記録や再発防止に向けた取組みに職員が一体となって努めること。
8	地域密着型サービス共通	基本方針	介護職員が医行為を実施することは、他法に抵触するおそれがあるため、医療機関との連携体制を考慮する等により、適切な対応をとること。
9	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	登録定員及び利用定員	通いサービス利用者数の定員超過が見られた。サービス提供の質を確保するためにも、一時的に利用者の様態や希望等により特に認められる場合を除いては、利用定員を遵守すること。

## (地域密着型サービス)

	サービス種別	基準項目	指摘事項
10	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居 宅介護計画の作成	小規模多機能型居宅介護の作成にあたっては、ケアプランに位置づけられた目標を達成するための具体的なサービス内容を反映させること。また、従業員に対しても小規模多機能型居宅介護計画の理解を促し、当該計画に沿ったサービス提供を行い記録の充実を図ること。
11	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居 宅介護計画の作成	サービス提供にあたっては、介護支援専門員により、居宅サービス計画を基に作成した小規模多機能型居宅介護計画に沿って行うこと。また、介護記録については、プランに沿った内容で記録を残すこと。
12	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能型居 宅介護計画の作成	サービス利用が少ないケースが複数見受けられた。小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、利用者が当該事業所を利用する必要性があるか、また、小規模多機能型居宅介護事業所としてどのように関わりを持っていくのかを検討すること。特に訪問サービスについては、訪問介護の内容に準じ、利用者にとって必要な内容と時間を考慮してプランに位置付け、実施すること。
13	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	併設住宅との切り 分け	小規模多機能型居宅介護と併設住宅が提供するサービスの切り分けが出来ていない実態が見受けられた。利用者の課題から小規模多機能型居宅介護事業所として行うべき内容を検討し、必要な内容を、家族援助等のインフォーマルサービスとともに居宅サービス計画に位置づけ、事業所と併設住宅の従業者とサービスの切り分けを適正に行うこと。
14	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	指定小規模多機能 型居宅介護の具体 的取扱方針	長期の泊まりサービスを利用している登録者については、今後の方向性・援助方針についても十分検討し、ケアプランに記載すること。また、福祉用具貸与は在宅における利用が前提であることから、在宅における生活を送ることが困難なことにより長期の泊まりサービスを利用している者については、利用は不相当と考えられるため、十分に検討すること。
15	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	指定小規模多機能 型居宅介護の具体 的取扱方針	小規模多機能型居宅介護は、利用者の居宅における生活の継続を支援するためのサービスであり、施設サービス等が行う看取りに対応できる事業所ではないことを踏まえて、利用者・家族の関わり方も考慮して適切なサービスを提供すること。
16	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	認知症加算	認知症加算の算定の要件である日常生活自立度の決定にあたっては、医師の判定結果又は主治医意見書により判断すること。
17	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	サービス提供体制 強化加算	サービス提供体制強化加算の算定にあたっては、介護従業者の資質向上のため、「従業者ごと」の研修計画を作成し、それに基づき研修を実施すること。また、利用者の情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。
18	(介護予防) 認知症対応型共 同生活介護	指定認知症対応型 共同生活介護の取 扱方針	サービス提供にあたっては、共通認識のもとに必要な援助ができるように認知症対応型共同生活介護計画に沿って行い、その提供内容については計画に沿った視点から記録に残すこと。また、利用者の生活リズムに配慮し、各ユニットにおいて完結するよう努めること。

## (地域密着型サービス)

	サービス種別	基準項目	指摘事項
19	(介護予防) 認知症対応型共 同生活介護	若年性認知症利用 者受入加算	若年性認知症利用者受入加算については、受け入れた若年性認知症利用者ごとに担当者を定め、サービス担当者会議等においても担当者としての視点を持ち、利用者のニーズ等をサービスに反映させること。
20	(介護予防) 認知症対応型共 同生活介護	看取り介護加算	看取り介護加算について、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した内容、利用者・家族と療養方針について合意を得た内容は記録に残すこと。また、介護に係る計画作成は、利用者の変化に併せて作成し、その都度利用者や家族に説明をすること。さらに、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、自己負担金の請求に関しても説明し、文書にて同意を得ること。
21	(介護予防) 認知症対応型共 同生活介護	医療連携体制加算	医療連携体制加算に係る「重度化した場合の対応に係る指針」について、少なくとも①急性期における医師や医療機関との連絡体制、②入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い、③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針などを盛り込むよう検討し、適宜修正すること。また、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得なければならないが、要件が満たされていなかったため、同意を得ること。
22	(介護予防) 認知症対応型共 同生活介護	認知症専門ケア加 算	認知症専門ケア加算について、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者の配置がなかった。